

契約手法の比較

比較項目	プロポーザル随意契約方式	総合評価一般競争入札方式
選定委員会等の設立	学識経験者2名程度の構成員を含む委員会を設立する。	地方自治法により、学識経験者2名以上の構成員を含む委員会を設立することが義務付けられている。
性能発注仕様及び評価基準の作成	性能発注仕様書及び評価基準は、本町が作成するが、その内容については、学識経験者を含む委員会にて検討・調整する。	性能発注仕様書及び評価基準は、本町が作成するが、その内容については、学識経験者を含む委員会にて検討・調整する。
仕様書内容及び評価基準の決定	学識経験者より意見を聞き委員会にて決定する。	学識経験者より意見を聞き委員会にて決定する。
受託候補者の特定	学識経験者より意見を聞き委員会にて決定する。	学識経験者より意見を聞き委員会にて決定する。
仕様書作成から受託候補者特定までの一般的な期間	仕様書（入札要領書・要求水準書・受託候補者特定基準書）作成・・・約3ヶ月 参加業者の資格審査・・・約1ヶ月（参加資格に関する質問回答・仕様に関する質問回答：各質問回答を同時に実施） 参加業者による提案書作成・・・約2ヶ月 委員会等による審査・・・約2ヶ月（価格見積もり合わせ含む） 審査合格事業者との随意契約・・・約1ヶ月 合計：約8ヶ月	仕様書（入札要領書・要求水準書・落札者決定基準書）作成・・・約3ヶ月 参加者の資格審査・・・約2ヶ月（参加資格に関する質問回答・仕様に関する質問回答：2段階にて実施） 参加業者による提案書作成・・・約2ヶ月 委員会による審査・・・約4ヶ月 落札者の決定・・・約1ヶ月 落札者決定後契約 合計：約12ヶ月
委託金額の決定	見積り合わせにて決定する。 【技術（重視）＋価格】	委員会による技術評価、価格評価の合計にて決定する。 【技術＋価格（重視）】
メリット	<ul style="list-style-type: none"> 仕様書に表現しきれない業務内容を特定受託候補者と詳細に詰めることが可能である（例えば、受託候補者特定後、提案内容から追加で要望を出すことが可能） 価格交渉が可能である 学識経験者による広範囲な意見を取り入れることが可能である 	<ul style="list-style-type: none"> 技術と価格両面で受注者を決定できる 学識経験者による広範囲な意見を取り入れることが可能である
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> 契約事務が長期になる（総合評価一般競争入札方式よりは短い） 競争入札に比べて価格が高くなる可能性がある 	<ul style="list-style-type: none"> 契約事務が長期になる 提案内容が契約内容に直結するので、本町の求める内容と齟齬が生じる可能性がある 仕様及び価格の変更が原則として出来ない